

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告示

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件

三七

告示

福島県告示第五百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和八年九月八日から令和九年一月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年九月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

仙台ターミナルビル郡山店 福島県郡山市燧田百九十五番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（小売業を行う者の代表者の氏名の変更 一件、小売業を行う者の入店 三件、小売業を行う者の退店 三件）

三 変更した年月日

令和八年三月二十九日ほか

四 届出年月日

令和八年八月二十七日

五 届出をした者

東日本旅客鉄道株式会社

（商業まちづくり課）